

事 務 連 絡

令和 7 年 9 月 1 日

特例退職被保険者 様

民間放送健康保険組合

被扶養者の資格確認について

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認いたします。

つきましては、下記のとおり「被扶養者の資格確認」を実施いたしますので、「健康保険被扶養者確認調書」(以下、「確認調書」という。)及び「被扶養者確認調書調査票」(以下、「調査票」という。)に必要事項をご記入いただき、「確認書類」を添付のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 確認の対象となる方

令和 7 年 7 月 31 日現在の被扶養者。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に被扶養者になられた方及び令和 7 年 8 月 1 日から 12 月 31 日までに 75 歳に到達する被保険者の被扶養者、並びに 75 歳に到達する被扶養者は確認の対象外です。

2. 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日(金)

資格確認に必要な書類を期日までに提出いただけない場合は、令和 7 年 11 月 1 日付で、健康保険法施行規則第 50 条により被扶養者資格が無効となりますので必ず提出してください。

3. 確認内容

被扶養者が次の(1)から(3)の認定基準を満たしているかを主に確認いたします。

(1)被扶養者の範囲

①三親等以内の親族

②同居・別居

(2)主として被保険者により生計が維持されていることの確認

①被保険者と同居している場合

・被扶養者の年収が 130 万円未満、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円未満、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円未満、かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満

②被保険者と別居している場合

・被扶養者の年収が 130 万円未満、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円未満、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円未満、かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと

※上記①及び②の「被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円未満」の取り扱いは 10 月 1 日から適用となります。

(3)日本国内に住民票があることの確認

日本国内に住民票がない場合は海外特例要件の確認

4. 確認方法

「確認調書」、「調査票」及び「確認書類」を提出していただき認定基準を満たしているかを確認いたします。必要に応じマイナンバーを活用した情報連携により、当組合で所得情報等を取得する場合や追加で証明書類の提出をお願いする場合があります。

5. 提出していただく書類(管轄の本部・支部に提出してください)

(1)確認調書

(2)調査票

(3)確認書類

「給与収入」及び「自営業等収入」は原則、令和 6 年分(令和 6 年 1 月から 12 月)の収入により確認いたします。

(4)被扶養者異動届(削除)

確認した結果、収入超過等により被扶養者の認定条件を満たさなかった場合

6. 「確認調書」について

(1)被扶養者欄は令和 7 年 7 月 31 日現在認定されている方を記載しています。('1. 確認の対象となる方'の対象外の方は記載されていません。)

①認定年月日は直近の認定日です。

②年齢は令和 7 年 7 月 31 日現在のものです。

③続柄について、子供はすべて「子」、内縁の妻は「妻」と表示しています。

(2) 記入事項

記載されているすべての被扶養者について、「税法上の扶養家族の有無」から「職業・学校・学年」、「年金受給者の有無」、「年間収入」、「同居別居の区別」までについて記入してください。

①「職業・学校・学年」欄は、給与収入の場合は「パート」、「アルバイト」等、事業収入の場合は「フリーアナウンサー」、「〇〇教室」等、在学中の場合は「〇〇学校 〇〇年生」と具体的に記入してください。無職の場合は「無職」と記入してください。

②「年間収入」欄は、恒常的なすべての収入の合算額を記入してください。

③日本国内に住民票が無い方は備考欄に「海外特例」と記入してください。(後日 確認書類を提出していただく場合があります。)

④夫婦共同扶養(夫婦共働き)の場合は、備考欄に次のように記入してください。
「夫婦共同扶養 夫〇〇円、妻〇〇円」(夫、妻それぞれの収入金額を記入してください。)

⑤別居の場合は備考欄に別居の理由を記入してください。(例 「単身赴任」、「進学」等)

7. 「調査票」について

「確認調書」に記載されている 18 歳以上(高校生を除く)の被扶養者 1 人につき 1 枚提出していただきます。(調査票は 18 歳以上の被扶養者を抽出しています。)

(1) 調査票の①から⑧のすべての項目を確認のうえ右端の「該当・不該当」欄に該当する場合は「○」を、不該当の場合は「×」を記入してください。

(2) 住民票が日本国内に無い方は⑧海外特例の 1～5 に該当する項目に「○」を記入してください。

8. 「確認書類」

(1) 確認調書の「年齢」に記載してある 18 歳以上(高校生を除く)の被扶養者の方が対象です。従いまして 18 歳未満の方及び高校生は確認書類不要です。ただし、夫婦共同扶養の場合は被扶養者の年齢等にかかわらず、夫、妻それぞれの令和 6 年分の「源泉徴収票」の写し等、収入が確認できるものを提出してください。

(2) 学生を除く 18 歳以上の被扶養者の方は全員「令和 7 年度(令和 6 年分)所得証明書」を提出してください。

(3) 学生の方は収入の有無、同居・別居にかかわらず「学生証の写し」または「在学証

明書」を提出してください。

(4) 調査票の「収入区分等」に応じた確認書類を提出してください。(自営業等による収入がある場合は、ホームページに掲載してある「自営業者の扶養認定について」を確認してください。)

(5) 給与収入がある方で令和 6 年の収入が 130 万円、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円を超える場合で、人手不足による一時的な収入超過の場合はホームページに掲載してある「一時的な収入変動」に係る事業主証明を、6 年中に離職、契約変更等があつて現在は認定基準を超えていない場合は、ホームページに掲載してあるの「申立書」を提出してください。

※「被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円未満」の取り扱いは 10 月 1 日から適用となります。

※ホームページに掲載してある「申立書」等はトップページ「新着情報」の「被扶養者の資格確認について」からリンクします。

9. 被扶養者異動届(削除)

確認した結果、収入超過等により被扶養者の認定条件を満たさなかった場合、事実発生日をもって削除となります。

【確認調書等の提出先】

本部	〒102-0074 千代田区九段南2-9-4 久保寺ソインタワービル	03-3238-0941
北海道・東北支部	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-8 仙台MTビルEAST	022-299-5311
中国・四国支部	〒730-0036 広島市中区袋町5-28 和光広島ビル	082-242-2851
九州支部	〒810-0001 福岡市中央区天神4-4-26 ベストアメニティ天神ビル	092-721-9203